

## 川崎市総合計画市民検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 これからの川崎の目指すべき方向やそのための取組内容を明らかにする新たな総合計画を策定するにあたり、市民意見を聴取することを目的として、川崎市総合計画市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新たな総合計画の策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要なこと。

### (組織)

第3条 市民検討会議は、市民及び学識経験者22人以内の委員によって組織し、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成28年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 市民検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (部会)

第6条 市民検討会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

### (関係者の出席)

第7条 市民検討会議において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 市民検討会議の庶務は、総合企画局において処理する。

### (設置期間)

第9条 市民検討会議の設置は、平成28年3月31日までとする。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会議の運営について必要な事項は、市民検討会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。